

**FinTech** の発展を促進するエコシステムの構築に関する研究会

～FinTech エコシステム研究会～

**KYC の一元化分科会**

**【第 4 回開催概要報告書】**

平成 29 年 4 月 18 日開催

主催 : トムソン・ロイター・マーケット株式会社  
事務局 : デロイト トーマツ コンサルティング合同会社

## 1. 議論テーマ

第3回研究会までの討議において、KYC・AMLの各業務における、4つの一元化対象候補を提示し、それぞれの解決案につき、一元化の実現性や課題を議論した。第4回研究会では、一元化により実現する業務の全体像や、必要となる官民への働きかけの内容やその優先順位、スケジュールを議論した。

### I. 一元化対象候補(第3回までの討議より)

- **依拠による本人確認**
  - サービス提供事業者は、自社で本人確認を行う代わりに、金融機関や通信事業者が実施した本人確認の実績を他社が利用することで、本人確認作業を省力化
- **Digital Identity による本人確認**
  - 顧客は本人情報を予め一元化システムに登録しておき、各サービス提供事業者が一元化システムに本人情報を一元化システムに問合せすることで、本人確認作業を省力化
- **反社情報の共有**
  - 金融機関等が保有する反社情報を一元化システムに予め集約し、サービス提供事業者は口座開設等のタイミングで一元化システムに問い合わせることで反社チェックを省力化・高度化
- **AIによる疑わしい取引の検知**
  - 金融機関等が保有するマネロン判定実績を一元化システムに予め集約し、サービス提供事業者は送金等の取引が発生する都度、一元化システムに問い合わせる。一元化システムはAIを活用して取引のマネロンリスクを返答することで、サービス提供事業者のマネロン判定を支援

## 2. 主な議論内容

### I. 一元化の対象業務について

- 一元化の対象に疑わしい取引の当局報告を含めることの是非
  - 疑わしい取引の当局報告についての負担感について述べると、警察や証券取引所等から個別に問い合わせを受ける上、回答のフォーマットも別個であるため、共通化されることで負担は軽減される。しかし、負担軽減が望まれるのは、膨大な数の取引から疑わしい取引を発見する部分であり、報告に際しての負担軽減の優先度は低い
  - 疑わしい取引の報告は、銀行と証券では状況が異なるだろう。証券についていえば、報告自体の負担よりも検知の負担が課題である。疑わしい取引の手口は日々変化しており、新たな手口に対応する必要がある。そのため、必ず

しも過去データに基づく検知が有効とはならないことから、AIを用いることが効果的か疑問が残る。しかし、手口の情報を共有することは意味があると考ええる。

- 当社では、少人数で疑わしい取引の手口について事例研究を行っているので、共有化により事例の蓄積が促進されるのであれば意義がある。金融機関としての社会的な責務を果たす観点から、単にコストだけで取組の是非を判定すべきではない。
- 疑わしい取引の報告は数ある報告の一つであり、より負担が大きい報告もあるため、一元化の必要性は小さいと考える。
- 当局報告については、今次の一元化の対象には含めないこととする。疑わしい取引の判定については、データを様々な企業から広く集めた上で有効性を検討し、開発する。

➤ 一元化のインセンティブについて

- 本人確認のコストは、国内居住者の場合は約 1,000 円、海外居住者の場合は約 5~6,000 円要している上、その後のメンテナンスまで含めるとさらに高額となることから、本人確認のための共通のインフラは歓迎である。ただし、個人が情報提供するインセンティブがあるのか、また持続可能なビジネスモデルが構築できるのかが懸念される。加えて、本当に効率化が実現できるかという点にも懸念がある。具体的には、現在暴追センターに反社の該当有無を確認する場合、人権の観点からリモートで全て完結するわけではなく、事務所への訪問が必要となっているがこのような対応が残る限り、一元化が実現しても本人確認の手間が削減されないのではないかと懸念される。
  - ⇒ 個人にとっては、口座開設等が実質的にワンストップで可能になることが情報提供のインセンティブとなる。
  - ⇒ 金融機関が登録を代行することで、個人の手間を減らすことも一案。
  - ⇒ 暴追センターへの確認時に訪問が必要となる点については、リモートでの対応が可能になるよう、行政に対して訴えていくことが必要となる。このような要望を実現させるためにも、KYC の一元化に向けて、協力を得ることが重要と考える。

➤ 個人情報のアップロードに関する論点

- 官民データ活用推進基本法の適用により実現を円滑化できないか。
  - ⇒ 同法は義務を規定するものではなく努力規定ではあるが、考え方は踏まえている。
  - ⇒ 内閣官房が提唱している情報銀行はまだコンセプトの段階だが、APIを通じて企業の登記情報等行政のデータを民間が活用すること等も検討されている模様。

## II. 依拠による本人確認の一元化

➤ 管理機関について

- 本人確認を一元化した場合、パスワード等の情報が漏えいし、1つの金融機関でなりすましが成功すると多数の金融機関でなりすましによる不正な口座開設が可能になる。そのような重大な責任を一つの管理機関に担わせることは妥当か。
  - ⇒ 一元化により漏えい時の被害が拡大するリスクも確かにありえるが、逆にメリットもある。すなわち、サイフをなくした場合に管理機関に連絡するだけで全ての銀行口座やクレジットカードの取引を止めることが可能になるのではないか。
  - ⇒ 取引が本当に本人の意思に基づくものか、メールで確認しているが、メールアドレスごとになりすますことで、全く本人が知らないところで取引されてしまうという例がある。
  - ⇒ 共通インフラは常に確実に本人とコンタクトできることが保証されている必要がある。地方公共団体情報システム機構が有するデータを活用し、本人を補足できることを担保することが妥当だろう。

### III. アクションアイテム

➤ 依拠による本人確認の一元化に向けたアクションアイテム

- なりすましの防止策に加え、多数の企業間で本人確認情報を共有することの契約関係の整理、本人確認の有効期限の設定、銀行と携帯通信事業者間等他業態との情報共有に向けた法制度整備が必要である。
- 情報提供側の経済的メリットを考える必要がある。責任に見合う対価が必要とすると高額になりすぎ持続可能でなくなることが懸念される。
  - ⇒ 自らのデータが流通することで対価が発生するというのは、個人として許容されないのではないか。
  - ⇒ 本人確認作業の対価として整理できるのではないか。
  - ⇒ 情報銀行では個人の情報を自らの判断で提供することで適切なサービスにアクセスしやすくなる。このように、個人にとってもメリットがある、ということを訴求することも検討されるべき。一方、AMLの高度化という社会的な意義も訴える必要がある。
  - ⇒ 個人や事業者のメリットの一致点を見出すというより、「共通インフラを介さないと口座開設ができない」という社会の認知を形成していくことが重要である。
  - ⇒ 個人の情報が都度アップデートされ共有されるのであれば、情報を提供またはある程度の対価を払う意義はある。
  - ⇒ 根源的には、マイナンバーをキーとして情報を集約し各社が参照することが望まれる。当社としては、1件あたり500円を下回らないので

あれば、一元化の仕組みに参加する意義が認められない。

- ⇒ ユーザ利便性の向上や、ドロップ率の低下という目に見えない効果もあるので、必ずしも現在のコストと比較する必要はないのではないか。
- ⇒ 長期的に回収する前提であれば、対価を低く抑えることも可能である。とはいえブロックチェーンを活用する等、コスト削減の施策は極力行うことは必要。

- 管理機関は単一か。

- ⇒ 業界により管理する情報が異なる可能性はある。ただしマイナンバーに紐づければ、多様な業態で利用することが可能。
- ⇒ 米国では個人の様々な情報が SSN に紐づいているため、SSN を推定する事業が成り立っている。
- ⇒ 倒産や買収時の情報管理を考えると、私企業が独自に情報を集めるのではなく、公的な認定を受けた上で運営することがよい。将来的には、無用なシェア争いや情報連携に際しての不具合等を避けるために運営主体は一つであることが望ましい。

- 法改正の働きかけについて

- 法改正を前提とするのであれば、現状非対面取引に際して規定されている本人限定受取郵便での取引書類の送付義務を緩和することで効率化が達成できるのではないか。

- ⇒ 効率化だけでなく、政府や民間が保有する情報を共有化することにより業界として KYC・AML の高度化を目指したい。
- ⇒ 犯罪収益移転防止法が度々改正されているように、AML は終わりがないので、法改正のハードルを越えてでも確たる仕組みを作ることが業界や個人にメリットをもたらすと考えられる。

- リスクベースで、少額であれば本人限定受取郵便でなく公共料金の請求書でも取引を認めるように緩和する方法もある。

- ⇒ サンドボックスを活用し、少額の取引では現状と異なる扱いを認めてもらうことも考えられる。
- ⇒ マイナンバーカードや携帯電話を ID として活用することも考えられる。
- ⇒ 本人しか知りえない情報であれば何でもよい。秘密鍵も同じある。
- ⇒ 異なる水準のものを複数組み合わせるのがよいのではないか。

- 反社情報の共有化に向けたアクションアイテム

- 犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法、個人情報保護法、銀行法等、多数の法が関係するが、反社情報は業態を超えて利用することが望ましい。そのためには、与党への働きかけが必要となる。

### 3 関連リンク

本研究会設立に関するプレスリリース、および第3回までの開催概要報告書はこちらより御確認いただけます。

プレスリリース : <[プレスリリース](#)>

開催概要報告書 : <[第1回報告書](#)><[第2回報告書](#)><[第3回報告書](#)>